

# 「医療費のお知らせ」の見方

①	②	③	④	⑤	⑥				
診療等を受けた方	診療年月	診療区分	日数	医療機関名等	医療費の総額(円)	協会けんぽからの支払い額(円)	国等からの支払い額(円)	加入者の支払い額(円)	整理番号
健康 太郎 様	25/07	外来	1	けんぽ総合病院	3,560	2,492		1,068	2509 1000000002 *
合計					3,560	2,492		1,068	

- ① 医療機関等で診療等を受けられた年月です。
- ② 入院・外来・歯入(歯科入院)・歯外(歯科外来)・調剤・接骨(柔道整復師による施術)の区分となります。
- ③ 医療費の総額(④~⑥の合計額)です。
- ④ 協会けんぽが医療機関等に支払った額です。
- ⑤ 国が定める法律に基づき、国等から助成を受けられた場合の額です(該当の場合のみ表示)。
- ⑥ 医療機関の窓口等で支払われた額です。  
・額は1円単位で表示されていますが、**実際に医療機関の窓口で支払う額は、10円未満を四捨五入した額となります。**  
・医療機関の窓口等で「限度額適用認定証」を提示したことにより、窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払われた額が表示されます。

## 【注意事項】

- 特定の診療科を有する医療機関で受診した場合、医療機関等からの請求が遅れている場合、レセプトの内容を審査中の場合等については記載されていない場合があります。
- 医療機関名等の欄の記載がない場合があります。また、柔道整復施術療養費(接骨)の場合は診療年月が複数月にわたるときに特定の月にまとめて日数や医療費が記載される場合があります。
- このお知らせには健康保険で受けた診療分を記載しています。健康保険適用外の費用(入院時の個室料や歯科の差額材料費など)や入院時の食事の費用は含まれないため、領収書の金額と異なる場合があります。
- 市区町村の助成を受けられた場合等は、支払った金額等と異なる場合があります。(整理番号欄右側に「\*」が記載されています。)

## ご存知ですか？

インターネットでも  
医療費情報は確認いただけます。

過去の通院歴など！

過去2年分が！

お好きな時に！

協会けんぽホームページの「インターネットサービス」をクリックし、

ユーザーID・パスワードの払出申請(無料)を行ってください。

1週間程でユーザーID・パスワードを払出(郵送)いたします。

医療費情報(通院履歴など)がインターネットで確認(無料)できます。

※ユーザーID等の払出後の翌月21日頃から確認できるようになります。  
詳しくは協会ホームページをご覧ください。

協会けんぽ

検索

健康保険を使って受診等される際は、  
以下にご留意ください。

受診等される都度、  
健康保険証を病院や  
薬局等の窓口にご提示  
ください。

退職後や...

被扶養者に該当  
しなくなった時は...

健康保険は資格  
喪失となります。

すみやかに健康保険証をご返却ください!!

※「退職日の翌日」や「被扶養者に該当しなくなった日」以降は、資格喪失となり、健康保険は使用できません。

資格喪失後に健康保険を使って受診等された場合は、かかった医療費をお返しいただくこととなります。このようなことを避けるためにも、保険証はすみやかに返却していただきますようお願いいたします。

※健康保険証の返却は、お勤めの事業所に行なっていただくこととなります。また、任意継続の方は全国健康保険協会の各支部へ返却いただくこととなります。

※協会けんぽでは毎年1回2月頃に「医療費のお知らせ」をお送りしますが、今後この「医療費のお知らせ」が不要の場合は表面に記載の全国健康保険協会支部まで、ご連絡ください。